審　査　基　準

令和元年１２月１日作成

法　令　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第１０４条の４第６項（第１０５条第２項において準用する場合を含む。）
処分の概要：	運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：	福岡県公安委員会
法令の定め：	道路交通法第１０４条の４第１項、第２項、第５項、第６項（申請による取消し）、道路交通法第１０５条第２項（免許の失効）、道路交通法施行令第３９条の２の４（運転経歴証明書の交付）、第３９条の２の５（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審査基準：	
標準処理期間：	○　自動車運転免許試験場 …… 即日 ○　警察本部運転免許管理課及び警察署 …… １５日間
申請先：	警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
問い合わせ先：	警察本部運転免許管理課(092-641-4141　内5316)、警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備考：	